

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
1月13日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	一
山口県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則(都市計画課)	二
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	二
告示	三
新たに生じた土地の確認の届出(周防大島町)(市町村課)	三
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	五
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	五
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	五
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(七件)(漁政課)	六
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(監理課)	七
県道路線の変更(道路整備課)	八
下関都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	八
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	八
公有水面の埋立ての免許(港湾課)	九
公告	一〇
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(三件)(県民生活課)	一〇
指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧(自然保護課)	一一
歯科技工士試験の実施(健康増進課)	一一
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	一二
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	一二
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	一三

大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	一三
土地改良事業施行認可申請に係る決定(農村整備課)	一四
換地計画書の縦覧(農村整備課)	一五
国営農地再編整備事業(豊北地区小瀬戸換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	一五
県営地福地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	一五
公共測量の実施(監理課)	一六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	一六



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第一号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 電子申告(第五十八条―第六十一条)」に改める。

本則に次の一章を加える。

#### 第四章 電子申告

(適用範囲)

第五十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)以下「情報通信技術利用法」という。(第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法人の県民税及び法人の事業税に係る申請等(情報通信技術利用法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。)をすること(以下「電子申告」という。))については、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)以下「情報通信技術利用省令」という。(に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(識別符号及び暗証符号の登録)

第五十九条 電子申告をしようとする者は、あらかじめ、識別符号(電子申告をする場

合において電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子申告をする者を他の電子申告をする者と区別して識別するために付されるものをいう。以下同じ。)及び暗証符号(電子申告をする場合において電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が電子申告をする者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。以下同じ。)について知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、氏名又は名称その他知事が必要と認める事項を、その者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)により入力しなければならない。

3 第一項の登録を受けようとする者は、前項の規定により入力した情報に電子署名(情報通信技術利用省令第2条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書(情報通信技術利用省令第2条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)を添付して知事の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

4 知事は、前項の規定により第一項の登録を受けようとする者から情報が送信されたときは、その者について識別符号及び暗証符号を登録し、これらをその者に書面上により通知するものとする。

5 知事は、前項の通知に関する事務を法人その他の団体に委託することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、第二項の事項に変更があつた場合について準用する。

7 前各項の規定は、他人の代理人として電子申告をしよつとする者について準用する。

(電子申告)

第六十条 電子申告をする者は、書面等(情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。以下同じ。)により申請等をするときに記載すべきこととされている事項を、電子申告をする者の使用に係る電子計算機により入力しなければならない。

2 電子申告をする者は、書面等により申請等をするときに添付すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を、電子申告をする者の使用に係る電子計算機により入力しなければならない。

3 電子申告をする者は、前二項の規定により入力した情報に電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書を添付して知事の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。この場合において、代理人により電子申告をするときは、当該代理人が併せて電子署名を行い、これに当該電子署名に係る電子証明書を添付しなければならない。

(技術的基準)

第六十一条 電子申告をする者の使用に係る電子計算機について必要な技術的基準は、知事が定める。

2 知事は、前項の技術的基準を定めたときは、インターネットの利用その他の方法によりこれを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

附則

この規則は、平成十八年一月十六日から施行する。

山口県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二号

山口県都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

山口県都市計画公聴会規則(昭和四十五年山口県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「きこう」を「聴こう」に改め、同条第二項中「行なつと」を「行つと」に、「関係市町村」を「関係市町」に、「行なつもの」を「行つもの」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三号

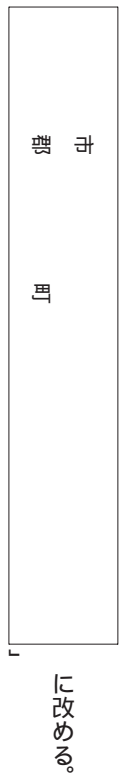
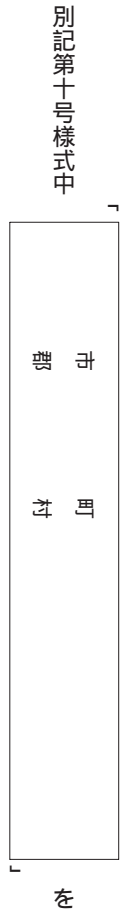
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

表紙 封筒

を



附則  
この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。



### 山口県告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、周防大島町長から周防大島町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年十二月九日確認した旨の届出があった。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

大島郡周防大島町大字西安下庄字三原三四五九の一から同大字字小浦三四六七の三までに沿接する県道大島環状線地先公有水面で、次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ平成九年三月十三日付け指令港湾第七〇五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 二・七五メートル)及び1の地点と18の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位(D.L. + 二・七五メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地、七五〇・一二二平方メートル

大島郡周防大島町大字西安下庄字三原三四五一に沿接する道路から同字三四五二の一を経て同字三四五九の一に沿接する県道大島環状線に至る土地の地先公有水面で、次の19の地点から21の地点までを順次結んだ線及び19の地点と21の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域の公有水面埋立地七〇・〇六平方メートル

1の地点 安下庄港田浦A突堤先端部に設置した基準点(北緯三三度五三分二一・八六秒東経一三二度一六分一〇・〇三三秒)(以下「基準点」という。)から二八四度三七分四〇秒一八九・三二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から八〇度二三分五秒八・三三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一二八度三四分五秒二〇・六〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から八九度三一分〇一秒三・三九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四度五二分一九秒六・六九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から八四度一六分一六秒三・〇四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三〇度五〇分〇三秒〇・七五メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二〇度四六分四〇秒一八・七五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二五度三七分三四秒二・四二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一八四度四分四秒五・一五メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一六五度二分一七秒七・一六メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一四九度三分三〇秒九・九七メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一四五度五七分〇八秒六・六四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一四九度五四分五九秒七・五九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一五三度五五分三九秒五・七八メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一五三度三一分一秒三・九二メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一五三度三一分一秒一・八四メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一六六度二〇分五一秒一〇三・三八メートルの地点
- 19の地点 基準点から二八七度〇五分三〇秒一八三・九二メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一七〇度二三分三秒二・〇三メートルの地点
- 21の地点 20の地点から二五九度四三分四一秒九・〇三メートルの地点

### 山口県告示第十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年一月十三日から同年二月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。



五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
変更後	変更前	水素イオン濃度(水素指数)	七	九・六	排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
"	"	化学的酸素要求量(mg/l)	三・九	四・八	
"	"	浮遊物質(mg/l)	三	五	最大
"	"	鉍油類(mg/l)	二	二	
"	"	室素(mg/l)	一・二	二	最大
"	"	燐(mg/l)	〇・〇三	〇・〇六	
"	"	最大	〇・〇四	〇・〇六	最大
"	"	最大	一、三八〇	二、六二〇	
"	"	最大	四七〇、一四二	四六九、七四二	六五〇、九四三
"	"	最大	六五〇、九四三	六五〇、九四三	五〇、九四三

変更後	"	"	一三・九	二〇・六	"	"	"	一一・九	二〇・三	"	"	三八、一四二	五〇、九四三
-----	---	---	------	------	---	---	---	------	------	---	---	--------	--------

山口県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年一月十三日

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	廃 止 年 月 日
山口県知事	二井 関 成				
中村眼科医院		光市島田一丁目九番一七号		平成一七、一一、一九	
友近医院		長門市油谷新別名九九九の六		一〇、三一	
登坂医院		周南市若宮町一丁目四一		"	
岡野整形外科		山陽小野田市有帆町八番一号		"	
石井歯科医院		玖珂郡玖珂町五九一三		一一、一七	
(有)ケン薬局		下関市大学町二丁目二番一八号		九、三〇	

山口県告示第十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

名 医	称 療	所 機	在 在	関 地	指 定 年 月 日
山口県知事	二井 関 成				
友近内科循環器科医院		長門市油谷新別名九九九の二〇		平成一七、一一、一	
登坂耳鼻咽喉科		周南市平和通二丁目一九		"	
医療法人社団岡野整形外科		山陽小野田市大字西高泊六四八の二四		"	
岡村薬局滝部店		下関市豊北町大字滝部三三九九の二		八、二四	
有限会社わかば調剤薬局		萩市大字椿三四三五の三		一一、一	
ヨシワラ薬局		防府市大字新田七八三の三		一〇、一	
おひさま薬局		岩国市御庄三丁目一〇二の一九		一一、一	

山口県告示第十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年一月十三日  
山口県知事 二井 関 成  
名 介 護 療 養 型 医 療 施 設  
称 所 在 地 廃 止 年 月 日  
医療法人伊藤内科医院 下関市稗田北町一三の三六 平成一三、三、三一

山口県告示第十六号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十四年山口県告示第百二十七号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日  
山口県知事 二井 関 成  
才川加入区

山口県告示第十七号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十四年山口県告示第百四十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日  
山口県知事 二井 関 成  
豊浦町加入区

山口県告示第十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十五年山口県告示第七十八号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日  
山口県知事 二井 関 成  
王司加入区

山口県告示第十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十五年山口県告示第四百五十二号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日  
山口県知事 二井 関 成  
嘉川加入区

山口県告示第二十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十七年山口県告示第百八十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日  
山口県知事 二井 関 成  
油田加入区 和田加入区 小泊加入区 冲家室加入区  
日良居加入区 安下庄加入区 上関加入区 四代加入区  
徳山市加入区 山口加入区 阿知須加入区 小野田加入区  
高泊加入区 厚狭加入区 埴生加入区 長府加入区  
壇之浦加入区 彦島加入区

山口県告示第二十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意

に関する告示(平成十七年山口県告示第三百二十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

白木加入区

**山口県告示第二十二号**

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十七年山口県告示第三百八十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年十二月一日限り消滅した。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

萩市中部加入区

**山口県告示第二十三号**

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、山口県立おのだサッカー交流公園整備工事(第一工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下、「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県立おのだサッカー交流公園整備工事(第一工区)

(一) 工事場所 山陽小野田市大字小野田字末広七五二五番一七

(二) 工事の概要

芝張り工	種	面	積
		九、九六〇平方メートル	

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下、「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が造園工事のA等級であること。

2 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下、「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(造園工事業及び土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

2 平成十八年一月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの造園工事の数値が八百以上であり、かつ、土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が法第三条第六項に規定する一般建設業の許可(造園工事業に係るものに限る。)(又は特定建設業の許可(造園工事業に係るものに限る。))を受けていること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下、「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 一般建設業又は特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年一月十六日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法  
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年一月二十七日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所（電話〇八三六―二一七二―五）にすること。

**山口県告示第二十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により、次のとおり県道の路線を変更する。  
その関係図面は、山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

旧新別	路線名	終起	点
旧	新山口停車場柳井田線	吉敷郡小郡町新山口停車場 吉敷郡小郡町大字下郷字東上村	点
新	新山口停車場上郷線	山口市新山口停車場 山口市小郡上郷	点

**山口県告示第二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称  
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 三 事業施行期間  
平成十三年二月九日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下関市長府金屋町及び長府印内町

**山口県告示第二十六号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の十一第二項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場（補助競技場）整備工事（第三工区）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場（補助競技場）整備工事（第三工区）
  - (一) 工事場所 山口市吉敷地内
  - (二) 工事の概要

芝張り工	種	面積
七、七〇〇平方メートル		

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が造園工事のA等級であること。
  - 2 出資比率が三十分パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規



定する特定建設業の許可（造園工事業及び土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

2 平成十八年一月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの造園工事の数値が八百以上であり、かつ、土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が法第三條第六項に規定する一般建設業の許可（造園工事業に係るものに限る。）又は特定建設業の許可（造園工事業に係るものに限る。）を受けていること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 一般建設業又は特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年一月十六日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年一月二十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九二二一〇七〇）にすること。

山口県告示第二十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとお

り公有水面の埋立てを免許した。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

長門市仙崎字漁港南四二九五の一〇地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次結んだ線及び1の地点と5の地点を結ぶ平成十六年秋分の満潮位（D.L. + 〇・七九メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1の地点 長門市仙崎の大泊山三角点（北緯三四度二四分一九・一〇三秒東経一三一度二二分二一・五〇六秒）（以下「基準点」という。）から一九七度一〇分五一秒一、四八二・五二メートルの地点

2の地点 1の地点から一六六度三分四六秒二七六・八〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二五六度三分四六秒五・一五メートルの地点

4の地点 3の地点から一六六度三分四六秒三・四一メートルの地点

5の地点 4の地点から二五六度一六分三四秒五五・〇四メートルの地点

(三) 面積

一六、八九六・八〇平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

長門市仙崎字漁港南四二九五の一、四二九五の三、四二九五の一〇、四二九五の一三及び四二九五の一四地内並びに同字四二九五の一〇から同字四二九五の一四に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一九四度二七分一六秒一、四四三・〇七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六六度三分四六秒一四〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一八六度二九分五三秒一五四・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から二五六度一六分三四秒九〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三四六度一七分五九秒二九〇・二五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から七六度一九分二秒六三・六六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三四六度二三分四六秒五・〇〇メートルの地点  
(三) 面積  
三七、七六一・六〇平方メートル

三 埋立地の用途  
漁港施設用地

四 免許を受けた者  
山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 免許の年月日  
平成十八年一月五日



(一六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ふるさとの風  
代 表 者 の 氏 名 川上 晴美

主たる事務所の所在地 山口県宇部市大字小野田三〇一六番地の一

三 定款に記載された目的

山陽小野田市民に対して、高齢者が元気で安心して長生きすることができる環境づくり及び生活サポートに関する事業を行うとともに、子どもが安心して暮らすことができる安全な居場所づくりに関する事業等を行い、もって地域福祉の増進、子どもの

健全育成、経済の活性化等に寄与すること。

(一七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 青い芽会  
代 表 者 の 氏 名 三戸 信代

主たる事務所の所在地 宇部市大字東岐波四〇〇四番地の二

三 定款に記載された目的

精神障害者の家族が協力して、精神保健思想の普及啓発に努力し、精神障害者のための社会対策および福祉対策の充実に努めるとともに、家族間の連携を図り、もって家族を含めた社会全体を明るくすること。

(一八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年二月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十七年十二月二十七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 名 称 周防大島郷土大学  
 代表者の氏名 中本 健雄  
 主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字平野四一七番地一
- 三 定款に記載された目的  
 郷土を理解するとともに、郷土から広い社会全般の事象を理解し、いかに生きていくべきかの方向を見出すため、より高い教養を身につけ、その成果を郷土で実践していくこと。

(一九) 指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧

山口県希少野生動植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)第五条第一項の規定により、指定希少野生動植物種を指定したいので、同条第三項の規定により、当該指定の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定希少野生動植物種の指定の案

指定しようとする希少野生動植物種の種名	指定希少野生動植物種として指定しようとする理由
キビヒトリシズカ(センリョウ科)	種の存続に支障を来す程度に個体の数が著しく少ないこと、過度の採取、生育の環境の悪化等その種の存続に支障を来す事情があり、かつ、特にその種の保護を図る必要があるため
ホソバナコバイモ(ユリ科)	種の存続に支障を来す程度に個体の数が著しく少ないこと、生育の環境の悪化等その種の存続に支障を来す事情があり、かつ、特にその種の保護を図る必要があるため

二 縦覧場所

山口県環境生活部自然保護課及び各農林事務所

三 縦覧期間

平成十八年一月十三日から同月二十六日まで

(二〇) 歯科技工士試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

- (一) 学説試験  
 平成十八年三月七日(火曜日) 午前十時から
- (二) 実地試験  
 平成十八年三月八日(水曜日) 午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番三七号

下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条各号の一に該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成十八年一月十三日(金曜日)から同年二月十五日(水曜日)まで(郵送の場合)は、二月十五日までの消印のあるものは、有効とする。

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五三―〇八二三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類
- (三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十八年三月三十日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三―二九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年一月十三日から同年五月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スーパードラッグコスモス豊浦店

所在地 下関市豊浦町大字川棚六三三三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年八月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、九五九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一〇三台

(二) 駐車場の収容台数

六一台

(三) 荷さばき施設の面積

七七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十七年十二月二十七日

(二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年一月十三日から同年五月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 倉重 雅之

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年一月十三日から同年五月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十八年一月十三日  
 山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 倉重 雅之

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社シフヤ薬局	有限会社済正堂薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社済正堂薬局	有限会社済正堂薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社シフヤ薬局	有限会社済正堂薬局
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市車塚町六番一八号	防府市車塚町六番一八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字西岐波三五四〇の一	防府市大字西岐波三五四〇の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大亀 孝裕	山下 雄輔
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	野口 晴雄	野口 晴雄
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	井上 守	井上 守

四 届出年月日

平成十七年十二月二十八日

五 変更年月日

平成十五年四月一日

(三三) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、次の

(二四) 大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年一月十三日から同年五月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成十八年一月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

山口県知事 二井 関成

名称 コスバ新下関二街区  
所在地 下関市石原町一三〇の一  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社丸和 北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号 根石 義浩  
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目一番三三三号 有園 憲一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
駐車場の収容台数		二五九台	二九七台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸和	午前九時三〇分	午前零時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ベスト電器	午前一〇時	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社丸和	午後八時	午後二時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社ベスト電器	"	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から午後八時三〇分まで	午前零時から午後二時まで
駐車場の自動車の出入口の数		四箇所	七箇所

四 届出年月日  
平成十七年十二月二十八日  
五 変更年月日  
平成十七年十二月二十九日

(二五) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年一月十三日から同年五月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンバル  
所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社丸和 北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号 根石 義浩

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社丸和	午前九時三〇分	午前九時
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社ベスト電器	午後九時	午後二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前九時から午後九時三〇分まで	午前八時三〇分から午後一時三〇分まで

四 届出年月日  
平成十七年十二月二十八日  
五 変更年月日  
平成十七年十二月二十九日

(二六) 新規土地改良事業の施行の認可の申請に係る決定

次の新規土地改良事業の施行の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称

施行地区

事業の種類

防府市大道土地改良区

東大畠一地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十八年一月十六日から同年二月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二七) 換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、玖珂郡錦町上須川地区の換地計画を適当であると決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

玖珂郡錦町上須川地区換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月十六日から同年二月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(二八) 国営農地再編整備事業（豊北地区小瀬戸換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区小瀬戸換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区小瀬戸換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月十六日から同年二月六日まで  
縦覧の場所  
山口県農林部農村整備課

(二九) 県営地福地区ほ場整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営地福地区ほ場整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営地福地区ほ場整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年一月十六日から同年二月六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(三〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量（空中写真測量）

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成十七年十二月二十六日から平成十八年三月二十七日まで

(三) 開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字山田字いの木迫

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市大字末武上一〇九四番地の三

富士カッター株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市大字東高泊字三ノ茅場

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山陽小野田市掃山三丁目二番一七号

橘野 隆子

平成十八年一月十三日印刷  
平成十八年一月十三日発行

発行人所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）